

砥部町農業委員会総会
令和4年8月議事録

令和４年８月農業委員会総会議事録

1 会議の名称	令和４年８月農業委員会総会
2 開始日時	令和４年８月５日（金）１３時３０分～１３時５０分
3 開催場所	砥部町中央公民館 ４階 講座室
4 出席委員	大内廣志（会長）、西森正一、宇津見尚規、田中和樹 土井敬一、藤田 平、三木恭子、田中祥三、松尾利勝 佐野淳子、山田義秀、亀田義一、大野和博、中村孝幸
5 欠席委員	西岡弘安、田中 弘
6 職務のため会議に出席した職員の職氏名	池田晃一（事務局長） 池内 隆（事務局専門員兼農地係長） 大内 均
7 所管課	農業委員会事務局 電話 089-962-5667

令和 4 年 8 月砥部町農業委員会総会議事日程

・開会

・開議

日程第 1 議事録署名委員の指名

日程第 2 議案第 38 号 農地法第 5 条第 1 項第 7 号の規定に基づく届出について 1 件

日程第 3 議案第 39 号 農地法第 6 条第 1 項の規定による事業の状況等について 1 件

日程第 4 議案第 40 号 農地法第 3 条の規定に基づく許可申請について 1 件

日程第 5 議案第 41 号 農地法第 4 条第 1 項の規定に基づく許可申請について 2 件

日程第 6 議案第 42 号 農業経営基盤強化促進法第 18 条の規定に基づく農用地利用
集積計画について 1 件

・閉会

令和4年8月砥部町農業委員会総会

令和4年8月5日（金） 13時30分開会

発 言 者	発 言 内 容
事 務 局 長	ご起立ください。礼。ご着席ください。 只今から8月農業委員会総会を開会いたします。 開会にあたり、大内会長がご挨拶を申し上げます。
会 長	～会長挨拶～
事 務 局 長	ありがとうございました。 本日の出席委員は14名で、過半数に達しておりますので、農業委員会等に関する法律第27条第3項により総会が成立しておりますことをご報告申し上げます。 それでは、砥部町農業委員会総会会議規程第3条により、会長が議長を務めることとなっておりますので、以降の議事の進行を大内会長にお願いします。
議 長	それでは、8月農業委員会総会を開会いたします。 日程第1 議事録署名委員の指名を行います。砥部町農業委員会総会会議規程第20条第2項により、指名させていただくことにご異議ございませんか。 異議なし
議 長	それでは、本日の議事録署名委員は、7番、三木恭子委員さん、8番、田中祥三委員さんにお願いします。 なお、本日の会議書記には事務局職員の大内さんを指名いたします。
議 長	日程第2 議案第38号 農地法第5条第1項第7号の規定に基づく届出について、1件を議題とします。 事務局より説明をお願いします。
事 務 局	議案書の1頁をご覧ください。地図は1頁をご覧ください。 市街化区域内農地の転用で、所有権移転の案件です。 渡人は、〇〇番地、〇〇さんです。受人は、〇〇番地、〇〇さんです。 届出地は、〇〇番、地目、田、面積1,719㎡です。転用目的は、分譲宅地、8区画です。 盛土は50cm～1mで、周囲はコンクリート擁壁を施工します。給排水は砥

	部町上下水道を利用します。雨水は、東側水路へ放流します。 以上で説明を終わります。
議 長	農地法第 5 条第 1 項第 7 号の規定により、記載のとおり確認しておりますので、事務局報告のとおり承認をお願いします。
議 長	日程第 3 議案第 39 号 農地法第 6 条第 1 項の規定による事業の状況等について、1 件を議題といたします。事務局より説明をお願いします。
事 務 局	議案書の 2 頁をご覧ください。 農地所有適格法人は、毎年、事業年度終了後 3 ヶ月以内に、事業状況等を農業委員会に報告しなければなりません。 また、農業委員会は、提出があった報告書に基づき、農地所有適格法人の要件を満たさなくなるおそれがあるときは、その法人に対し、必要な措置を講ずべきことを勧告することができる、とされています。 〇〇さんです。生産する農産物は、〇〇、関連事業等は、〇〇で、その他の事業として、〇〇も行っています。経営面積は、〇〇ha、売上高は、〇〇までの事業年度で〇〇万円です。 農地所有適格法人であるためには、要件を満たす必要があります。 一つ目は、事業に関する要件で、その法人の事業全体の売上高の過半を占めているかどうかです。売上高の過半を占めていますので、要件を満たしています。 二つ目は、構成員に関する要件で、〇〇は、理事等の人数が〇人で、そのうち常時従事する者の人数が〇人いるため、理事等の数に対し過半を占めていますので、要件を満たしています。 三つ目は、役員に関する要件で、〇〇は、理事等の人数が〇人で、一定以上の農作業従事者の人数が〇人いるため、この要件を満たしています。 以上のことから、〇〇は、農地所有適格法人として必要な要件を満たしていると判断されます。 必要な措置を講ずるよう勧告を行う必要性はないものと思われまますのでご報告いたします。 以上で説明を終わります。
議 長	農地法第 6 条第 1 項の規定により、記載のとおり確認しておりますので、報告のとおり承認をお願いします。
議 長	日程第 4 議案第 40 号 農地法第 3 条の規定に基づく許可申請について、1 件を議題とします。 事務局より説明をお願いします。

事 務 局	議案書の3頁をご覧ください。 所有権移転、贈与の案件です。地図は2頁をご覧ください。 渡人は、〇〇番地、〇〇さんです。受人は、〇〇番地、〇〇さんです。 申請地は、〇〇番、地目、畑、面積218㎡です。 申請の経緯について、今回の申請地は、渡人である父が高齢であることもあり、作業労力不足により維持管理が困難となっておりましたが、受人である〇〇さんが、譲り受けて営農を行うということで話がまとまったものです。 作付予定作物は、季節野菜で、受人の営農家族構成は、本人が行います。農作業機械も耕運機などを所有しております。 営農日数は、本人が150日従事することを予定しており、農業経営の世帯構成的には特に支障がないものと思われます。 また、本議案について、申請書等に記載された内容が、農地法第3条第2項各号の不許可要件に該当するか否か検討したところ、不許可要件である効率的営農に関する要件、法人に関する要件、信託に関する要件、常時従事に関する要件、下限面積に関する要件、また貸しに関する要件、周辺の営農に関する要件、いずれにも該当しておりませんでしたので、許可を行うにあたっては、支障ないものと思われます。 以上で説明を終わります。ご審議のほど、よろしくお願いします。
議 長	事務局の説明が終わりましたので、担当委員の〇〇委員さんより、内容説明をお願いします
担当委員	事務局の説明のとおりで、現地を確認しています。きれいに作っており、支障ありません。よろしくお願いします。
議 長	事務局及び担当委員の説明が終わりましたので、本件に対する質疑を行います。質疑はありませんか。
議 長	質疑を終わります。採決を行います。 本件については、これを承認することにご異議ありませんか。 異議なし ご異議ありませんので、これを承認することに決しました。
議 長	日程第5 議案第41号 農地法第4条第1項の規定に基づく許可申請について、2件を議題といたします。 1件目について、事務局より説明をお願いします。

事 務 局	議案書の4頁をご覧ください。 1件目、植林の転用案件です。地図は3頁をご覧ください。 申請人は、〇〇番地、〇〇さんです。 申請地は、〇〇番、地目、畑、面積483㎡外2筆、合計2,662㎡です。 申請の経緯について、申請地は、周囲を山林に囲まれており、栗畑として利用してきましたが、毎年、イノシシ被害に見舞われ、近年は、立枯も発生し、生産量も低くなってきたことから、農地として管理していくことは困難と考え、今後は、植林し、山林として利用したく本申請に及ぶものです。 造成等は、なしで、自然排水とします。植林の品種は、桧を10aあたり350本、合計930本、植えることを予定しております。 申請地の農地区分は第2種農地で、周囲が山林という環境にあるなど、転用もやむを得ないものと判断します。また、転用による農用地及び農作業の効率的かつ総合的利用に及ぼす影響はないものと思われます。 以上で説明を終わります。ご審議のほど、よろしくお願いします。
担 当 委 員	事務局の説明が終わりましたので、担当委員の〇〇委員さんより、内容説明をお願いします。
議 長	事務局の説明のとおりですが、現地を見た結果、荒廃が始まっており、しかたがないので、よろしくお願いします。
議 長	事務局及び担当委員の説明が終わりましたので、本件に対する質疑を行います。質疑はありませんか。
議 長	質疑を終わります。採決を行います。 本件については、これを承認することにご異議ありませんか。 異議なし ご異議ありませんので、これを承認することに決しました。
議 長	2件目について、事務局より説明をお願いします。
事 務 局	2件目、駐車場への転用案件です。地図は4頁をご覧ください。 申請人は、〇〇番地、〇〇さんです。 申請地は、〇〇番、地目、畑、面積92㎡です。 申請の経緯について、申請地は、自宅に隣接しており、畑として利用してきましたが、自宅の建替えに伴い、駐車場として利用したく本申請に及ぶものです。 申請地への出入りのため、〇〇番の敷地内に車輛が通行できる通路を設けるそうです。 東側境界部分にはL型擁壁やU型水路の施工を予定しており、排水は、自

	然排水とします。 申請地の農地区分は第2種農地で、宅地と農地が混在する地域でもあり、転用もやむを得ないものと判断します。また、転用による農用地及び農作業の効率的かつ総合的利用に及ぼす影響はないものと思われます。 以上で説明を終わります。ご審議のほど、よろしくお願いします。
担 当 委 員	事務局の説明が終わりましたので、担当委員の〇〇委員さんより、内容説明をお願いします。
議 長	事務局の説明のとおりです。ご審議のほど、よろしくお願いします。
議 長	事務局及び担当委員の説明が終わりましたので、本件に対する質疑を行います。質疑はありませんか。
議 長	質疑を終わります。採決を行います。 本件については、これを承認することにご異議ありませんか。 異議なし ご異議ありませんので、これを承認することに決しました。
議 長	日程第6 議案第42号 農業経営基盤強化促進法第18条の規定に基づく農用地利用集積計画について、1件を議題といたします。 事務局より説明をお願いします。
事 務 局	議案書の5頁をご覧ください。 使用貸借権の設定で、継続の案件です。地図は5頁をご覧ください。 貸人は、〇〇番地、〇〇さん、推定相続人として、〇〇番地、〇〇さん、ほか1名です。借人は、〇〇番地、〇〇さんです。 農地の所在地は、〇〇番、現況地目、畑、面積878㎡です。 栽培品目は、デコボンで、期間は、令和4年8月公告日から令和9年7月31日までの利用権を設定するものです。 以上で説明を終わります。ご審議のほど、よろしくお願いします。
議 長	事務局の説明が終わりましたので、担当委員の〇〇委員さんより、内容説明をお願いします。
担 当 委 員	事務局の説明のとおりです。ご審議よろしくお願いします。
議 長	事務局及び担当委員の説明が終わりましたので、本件に対する質疑を行います。質疑はありませんか。 質疑なし

議 長	質疑を終わります。採決を行います。 本件については、これを承認することにご異議ありませんか。 異議なし ご異議ありませんので、これを承認することに決しました。
議 長	それでは、以上で本日予定しておりました議案審議を全て終了いたしましたので、8月農業委員会総会を閉会いたします。 ありがとうございました。 13時50分 閉会

農業委員会総会の議事の経過を記載し、その相違ないことを証明するためにここに署名する。

署 名 会 長 _____

会長職務代理者 _____

委 員 _____

委 員 _____